

## 一般社団法人日本看護学校協議会役員選任規程

### (目 的)

第1条 一般社団法人日本看護学校協議会定款（以下、「定款」という。）19条に基づき設置される役員について、定款第20条第1項及び同第2項により選任される理事、監事、会長、副会長、常任理事の選任方法について、定款第17条第3項に基づく決議の具体的方法とともに定めるものである。

なお、任期途中において定款19条の定数に足りなくなるときの新たな選任の方法及び当該選出によって選任された理事監事の任期についても併せて定めるものである。

### (公 示)

第2条 理事及び監事の任期については定款第24条に定められるとおり、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとされており、定款第13条により定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催されるため、当該総会において選任するものとする。

2. 会長は前項の総会を定款第14条に基づいて招集する際、新たな理事及び監事の選出を行う旨の公示を行わなければならない。
3. 前項の公示には、理事候補、監事候補の資格に関する事項、提出書類等本規程に基づく記述、及び総会日程を勘案した締め切り日等の必要事項が含まなければならない。
4. 公示は総会開催日の3ヶ月前とする。

### (候補者名簿の作成)

第3条 会長は前条の公示に基づいて事務局に提出された推薦状又は承諾書に基づき、理事候補者名簿、監事候補者名簿をそれぞれ作成し総会に提示しなければならない。この際、役員の定数を満たすよう、理事候補者名簿にあつては3名以上の候補者の氏名、監事候補者名簿にあつては2名以上の候補者の氏名が記載されなければならない。

2. 総会における選任の際の参考とするため、前項の候補者名簿のうち理事候補者名簿については、候補者の所属する正会員が設置する養成施設名、教育課程、設置場所等(以下、「正会員の属性」という。)推薦人の氏名及びその所属する正会員の属性等を記載しなければならない。

### (理事候補の資格等)

第4条 定款において、理事は本会を代表して目的達成のための職務を執行する者とされており、看護師養成施設の運営又はわが国の保健・医療・福祉に精通した者でなければならない。

2. 前項を踏まえ、理事になろうとする者は、正会員の代表者（当協議会への届け出代表者をいい、定款4条に規定する「代表者」を含む。以下同じ。）特別会員、又は正会員の設置する看護師等養成施設の職員及び相当の学識・実務の経験を有する者でなければならない。
3. 前項の者のうち正会員の代表者は自ら立候補することが出来るが、当該者以外の者が理事になろうとする場合は、自らが理事又は監事の候補者となっていない正会員の代表者1名の推薦を受けなければならない。

4. 前項の正会員の代表者が推薦できる役員候補の数は、一回の選任手続きにつき1名を上限とする。
5. 理事になろうとする者は、本規程に定めるところにより、立候補届を第2条第3項の期限までに事務局に届け出なければならない。

#### (監事候補の資格等)

- 第5条 定款において、監事は理事の職務の執行を監査することとされているが、具体的には予算に基づく金銭の出納及び財産管理、事業計画に基づく事業実施、法令の遵守等の状況を調査監督し、監査報告を作成して総会に報告する責務を負う。このため、実務上この役割を担うに適切な者を選任することが求められる。
2. 監事になろうとする者の資格は、前条の理事候補の規定を準用するほか、公認会計士・税理士の資格を持つ者にあつては推薦人を不要とする。
  3. 監事になろうとする者は、本規程に定めるところにより、立候補届を第2条第3項の期限までに事務局に届け出なければならない。

#### (選任手続き)

- 第6条 理事・監事の選任手続きは、定款第17条3項の規定に従って決議を行わなければならない。
2. 同数の得票数を得た候補者が2人以上である場合には、決選投票を行い決定する。

#### (会長、副会長、常任理事の選出)

- 第7条 前条の規定により選任された理事は速やかに理事会を開催し、決議によって会長、副会長、常任理事を選任しなければならない。
2. 理事会での役員選任後、その結果を総会に報告しなければならない。

#### (任期途中での選任等)

- 第8条 定款第24条第3項に基づき任期途中での役員の選任については、役員の退任により定款に定めるそれぞれの役員定数を下回る役員数となった場合に実施する。
2. 前項の選任の方法等については、本規程に準じて行うものとするほか、公示の時期・方法等については、会長が決定する。
  3. 会長、副会長及び常任理事の任期途中での選任については、定款第20条第2項に基づき理事会で選任する。
  4. 前2項により選任された役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

#### (改廃)

- 第9条 本規程の改廃、定めのない事項の取り扱いについては、理事会において決定する。

#### (附則)

本規程は平成22年4月1日から適用する。

平成24年11月22日 一部改正

〃 25年 4月26日 〃

〃 28年 7月21日 〃